

控訴事件の判決について

1 事件名

生活保護基準引下げ違憲処分取消等、生活保護基準引下げ違憲国家賠償請求控訴事件

2 当事者

控訴人 中野区民ほか

被控訴人 中野区ほか

3 訴訟の経過

平成 3 0 年 (2018 年) 5 月 1 4 日 東京地方裁判所に訴えの提起

6 月 1 3 日 訴状送達

令和 6 年 (2024 年) 6 月 1 3 日 東京地方裁判所で一部却下、一部認容、
一部棄却判決の言渡し

2 6 日 東京高等裁判所に控訴の提起

令和 7 年 (2025 年) 5 月 2 7 日 控訴状送達

令和 8 年 (2026 年) 6 月 2 4 日 東京高等裁判所で棄却判決の言渡し

4 事案の概要

本件は、厚生労働大臣が、生活保護法による保護の基準が定める生活扶助に関する基準を平成 2 5 年、平成 2 6 年及び平成 2 7 年に順次改定（以下、各年になされた改定を総称して「本件改定」という。）したところ、生活扶助を受けている控訴人らが、本件改定及びこれを理由とする保護変更決定によって生活扶助の受給額を減らされたことが違憲、違法であるなどと主張して、被控訴人らを相手に、当該保護変更決定の取消し等を求めたものである。

原判決は、控訴人らの請求のうち金員の支払を求める部分を棄却したところ、控訴人らがこれを不服として控訴を提起したものである。

5 控訴の趣旨（被控訴人中野区に係る部分）

(1) 原判決を取り消す。

(2) 被控訴人国及び被控訴人中野区は、控訴人中野区民に対し、連帯して、1 万円及びこれに対する平成 3 0 年 6 月 1 4 日から支払済まで年 5 分の割合による金員を支払え。

6 判決

(1) 主文の要旨（被控訴人中野区に係る部分）

ア 控訴人中野区民の控訴を棄却する。

イ 控訴費用は控訴人らの連帯負担とする。

(2) 判決理由の要旨

本件改定は、生活保護法の規定に違反して違法であるが、そのことから直ちに国家賠償法第1条第1項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、厚生労働大臣が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件改定をしたと認め得るような事情がある場合に限り当該評価を受けるものと解するのが相当であるところ、厚生労働大臣が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とデフレ調整（生活扶助基準額の水準と一般国民世帯の生活水準との不均衡の是正を図る調整）に係る判断をしたと認め得るような事情があったとまでは認められず、国家賠償法第1条第1項にいう違法があったということとはできない。